

○流山市産業振興審議会規則

平成19年3月26日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市産業振興基本条例（平成19年流山市条例第11号）第6条第5項の規定に基づき、流山市産業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第4条 審議会の庶務は、商工担当課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。